

保育環境改善等事業

（保育対策総合支援事業費補助金 令和3年度予算：402億円の内数

→ 令和4年度予算案・令和3年度補正予算（※）：453億円の内数＋2.0億円（※））

【趣 旨】 保育所等において、障害児を受け入れるために必要な改修等や病児保育事業（体調不良児対応型）を実施するために必要な設備の整備等に必要費用の一部について支援する。

【実施主体】 市区町村、保育所等を経営する者

【対象事業】

1. 基本改善事業（改修等）

①保育所等設置促進等事業（☆）

保育需要が高い地域において、保育所等を設置するため、既存施設の改修等を行う事業

②病児保育事業（体調不良児対応型）設置促進事業（☆）

病児保育事業（体調不良児対応型）の実施に必要な改修等を行う事業

2. 環境改善事業（設備整備等）

①障害児受入促進事業（☆）

既存の保育所等において、障害児や医療的ケア児を受け入れるために必要な改修等を行う事業

②分園推進事業（☆）

保育所分園の設置を推進するため、保育所分園に必要な設備の整備等を行う事業

③熱中症対策事業（★）

熱中症対策として、保育所等に冷房設備を新規設置するための改修等を行う事業

④安全対策事業（★）

安全対策として、睡眠中の事故防止対策に必要な機器の備品の購入等を行う事業

⑤病児保育事業（体調不良児対応型）推進事業（☆）

病児保育事業（体調不良児対応型）を実施するために必要な設備の整備等を行う事業

⑥緊急一時預かり推進事業（☆）

緊急一時預かりを実施するために必要な設備の整備等を行う事業（☆）

⑦放課後児童クラブ閉所時間帯等における乳幼児受入れ支援事業（☆）

放課後児童クラブを行う場所において、放課後児童クラブを開所していない時間等に一時預かり事業を実施するために必要な設備の整備等を行う事業

⑧感染症対策事業（★）《新規》【令和4年度予算案、令和3年度補正予算】

新型コロナウイルス感染症等の感染症対策として必要な改修や設備の整備等を行う事業

⑨保育環境向上等事業（★）《新規》【令和4年度予算案】

保育環境の向上等を図るため、老朽化した備品や、フローリング貼・カーペット敷等の設備の購入や更新及び改修等を行う事業

《運用改善》

1 施設1回限りとされている要件を緩和

制限無し：（☆）の事業

10年間の経過期間を設けた上で制限を撤廃：（★）の事業

【補助基準額】 1. 基本改善事業 1 施設当たり 7,200千円

2. 環境改善事業（①～③、⑤、⑧、⑨） 1 施設当たり 1,029千円

（④） 1 施設当たり 500千円以内

（⑥、⑦） 1 施設当たり 32,000千円

【補助割合】 2④の事業 国:1/2、都道府県・市区町村:1/4、事業者:1/4 2⑥⑦の事業 国:1/2、市区町村:1/2

それ以外の事業 国:1/3、都道府県:1/3、市区町村:1/3 又は 国:1/3、指定都市・中核市:2/3

保育所等における新型コロナウイルス感染症対策に係る支援 (新型コロナウイルス感染症対策支援事業)

(保育対策総合支援事業費補助金 令和3年度補正予算：113億円)

【概要】

保育所等における新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策の支援として、職員が感染症対策の徹底を図りながら事業を継続的に実施していくために必要な経費（かかり増し経費等）のほか、感染防止を図るために必要な衛生用品の購入等の経費について補助を行う。

【実施主体】都道府県又は市区町村（以下「市区町村等」という。）、市区町村等が認めた者

【事業内容】①職員が感染症対策の徹底を図りながら保育を継続的に実施していくために必要な経費（かかり増し経費、研修受講）



（「かかり増し経費」の具体的な内容）

- 職員が勤務時間外に消毒・清掃等を行った場合の超過勤務手当や休日勤務手当等の割増賃金、**通常想定していない感染症対策に関する業務の実施に伴う手当など**、法人（施設）の給与規程等に基づき職員に支払われる手当等のほか、非常勤職員を雇上した場合の賃金
 - ※ 手当等の水準については、社会通念上、適当と認められるものであること。
- 施設の感染防止対策の一環として、職員個人が施設や日常生活において必要とする物品等の購入支援
 - ※ 物品等の例：手荒れ防止用のハンドクリーム、マスク、帽子、ゴーグル、エプロン、手袋、ウェストポーチ、ガウン、タオルなど

②マスク・消毒液等の衛生用品や感染防止用の物品購入等

【対象施設等】保育所、幼保連携型認定こども園、地域型保育事業所、認可外保育施設、児童厚生施設



【補助基準額】①及び②の合計 1施設当たり

- | | |
|---------------------------|---------|
| (1) 定員※ 19人以下 | 300千円以内 |
| (2) 定員※ 20人以上59人以下 | 400千円以内 |
| (3) 定員※ 60人以上 | 500千円以内 |
| (4) 児童厚生施設及び認可外の居宅訪問型保育事業 | 300千円以内 |

※ 認可の居宅訪問型保育事業は定員ではなく、月初日における利用児童数

【補助割合】国：1／2、市区町村等：1／2

結婚・子育てムーブメント推進事業



少子化の現状

- ・日本では結婚と出産の関連性が強く、少子化の最大の要因は未婚化の進行と言われる。
- ・本県では特に20代後半の合計特殊出生率が減少傾向にあり、この年代の女性の未婚率は61%。

未婚化進行の原因

- ・国調査によると、独身でいる理由の第1位は「相手がいない45%」
- 第2位は「まだ必要ない30%」「資金不足30%」
- 18～34歳の独身者の結婚希望は90%
- 将来結婚を希望しながらも、結婚に向けた自発的な行動が起こせていない現状がある。

今後の未婚化対策

- ・独身男女の出会いの機会拡大については、H30にSAITAMA出会いサポートセンターを立ち上げ現在、延べ利用登録1万人を達成。
- ・こうした取組に加え、今後は、結婚を希望する方が早期(20代前半)に将来を真剣に考え、結婚活動に一步を踏み出すための支援を行う必要がある。

地域経済界と大学を巻き込んだ
若者への結婚支援推進

(1) 経営者等向け「結婚・子育て意識改革フォーラム」の実施

- ・企業における結婚・子育て支援の気運を醸成するため、経営者や人事担当者等向けの意識改革セミナーを実施
- ・未婚化の進行や、若者を取り巻く結婚の現実、子育てしやすい職場づくりについて、専門家を講師としてエビデンスに基づいた講演
(講師候補) 天野馨南子 氏 (ニッセイ基礎研究所研究員、少子化社会対策大綱の推進に関する検討会構成員)
- 経営者が、現在の結婚・子育てを巡る状況を理解し、結婚、出産、子育て支援に積極的に取り組む気運を醸成する。
- ※ Zoomで県内市町村の会場をつなぎ、対面とオンラインで効率的に経営者にアプローチする。

(2) AI婚活体験会及び新卒社員及び県内大学生への結婚ムーブメント研修会

- ・AI婚活の体験を通じて、具体的な婚活活動開始への一助とし、若い世代の結婚の気運を醸成
- ・早期に自ら主体的に結婚活動を行う重要性を意識してもらうとともに、結婚後の不安解消を図るための研修会を開催

研修会では、20代後半～30代前半になり、結婚を本気で考え始めたときには適当な相手がおらず、さらに加齢とともに結婚できる確率が少なくなっていくという結婚のリアルや、結婚前には経済的な不安があったが、実際には共働きにより安定した生活、子育ても可能であるなどの現実を若者に周知。

結婚支援は、県と市町村が両輪で取り組む必要がある。国の少子化対策の枠組みとしても県内市町村が、国補助金「結婚新生活支援事業」の2/3補助を受けるためには、「自治体間連携を伴う広域的な結婚支援の取組」等を実施することが要件となっており、(1)(2)を実施することで要件を満たす必要がある。

R3実績:9市町

アフターコロナを見据え、結婚を希望する若者が婚活に前向きになる起爆剤として、『恋たま』を活用し、若者の出会い・婚活を集中的に支援する事業を行う。

【対象】20代の結婚を希望する独身男女 1,000人

① 恋たまのAI婚活無料体験（7月～12月期間限定）

- ・週に1回のペースでAIがお見合い相手を紹介
- ・初めての婚活のハードルを下げ、具体的な行動に踏み出してもらう

【参加要件】 県調査へのモニター協力

② 20代限定婚活イベントの開催（7月～12月）

- ・オンラインイベントで出会いの機会を提供
- ・初めてでも参加しやすいよう同世代限定
- ・1回あたり50人のオンラインイベントを20回開催

③ SNSを利用したPR活動（4月～6月）

- ・Twitter、Instagram等で20代へ効率的にアプローチ
- ・会員である経済団体にも広報依頼

AI婚活体験を広報するとともに、県から婚活情報を発信（出産や不妊、結婚のリアルなどの情報や婚活イベント情報）